

条例形質変更時要届出区域台帳

整理番号	H30条-148	指定番号・指定年月日	条指-35・平成31年2月25日、令和4年9月5日		所在地	鶴見区大黒町20番1の一部		
調製・訂正年月日	令和元年10月10日調製（新規指定、区域外搬出届出）、令和2年3月31日訂正（地下水調査報告）、令和3年4月23日訂正（区域指定前の形質変更の完了報告）、令和4年9月5日訂正（追加指定）、令和4年9月13日訂正（地下水調査報告）、令和4年10月7日訂正（形質変更・区域外搬出）、令和5年2月21日訂正（完了報告）							
条例形質変更時要届出区域の概況			事業所			面積	297平方メートル 557平方メートル（令和4年9月5日）	
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった条例土壌汚染状況調査の結果により指定された条例形質変更時要届出区域にあつては、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類								
土壌汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した条例土壌汚染状況調査の結果により指定された条例形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該省略の理由								
汚染の除去等の措置が講じられた条例形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該汚染の除去等の措置								
規則第59条の28第1項第4号から第6号までに該当する土地にあつては、その旨								
条例形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態	報告受理年月日	調査の契機	調査を行った特定有害物質の種類		土壌の汚染状態	地下水の汚染状態 (溶出量基準不適合の場合)	指定調査機関の名称	
	平成30年12月4日	形質変更	砒素及びその化合物	含有量基準	適合 不適合	適合	株式会社住化分析センター	
				溶出量基準	適合 不適合			
	令和4年6月29日	形質変更	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、ポリ塩化ビフェニル	含有量基準	適合 不適合	適合		株式会社住化分析センター
				溶出量基準	適合 不適合			
				ふっ素及びその化合物	含有量基準			
溶出量基準					適合 不適合			

	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壌の搬出	汚染土壌の処理方法
土地の形質の変更の実施状況	指定前に着手した行為 (平成30年11月9日)	平成31年1月13日	機械設備基礎設置工事	日産自動車株式会社	有・無	分別等処理
	令和4年9月26日 (令和4年10月10日)	令和4年12月2日	土間基礎解体、掘削、杭打設、埋戻し	日産自動車株式会社	有・無	分別等処理
					有・無	
					有・無	

(A4)

(備考) 台帳は、事業者から報告された届出書(地歴調査、分析調査、対策完了等)に基づき作成しています。
 土壌の汚染状態が「適合」や「対策完了」の場合であっても、横浜市が当該土地に汚染が存在しないことを保証するものではありません。